

事務連絡
2021年5月13日

事業主様
基金事務ご担当者様

三井物産連合企業年金基金

適用関係届出書等に係る事業主等の押印廃止について

平素より当基金の事業運営にご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、2020年12月25日付で、押印を求める手続きの見直しのための厚生労働省関係省令の一部を改正する省令が公布され、押印が求められている書類への押印義務が廃止されました。

つきましては、下記の適用関係届出書等について、事業主および社会保険労務士の押印を廃止することといたします。

なお、これまでの届出書等については引き続きご使用いただけます。印の表示がある場合でも押印せずにご提出ください。また、押印いただいても差し支えありません。

記

【押印が不要となる届出書等】

- ・加入者資格取得届
- ・加入者資格喪失届
- ・標準給与等月額変更届
- ・総括表（CD-R提出用、帳票提出用）
- ・加入者氏名変更（訂正）届
- ・基礎年金番号の届
- ・事業主関係変更届

以上